

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	平成26年10月1日
(第59期)	至	平成27年9月30日

株式会社 タカトリ

奈良県橿原市新堂町3-1-3番地の1

(E01715)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	2
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	5
5. 従業員の状況	5
第2 事業の状況	6
1. 業績等の概要	6
2. 生産、受注及び販売の状況	8
3. 対処すべき課題	9
4. 事業等のリスク	19
5. 経営上の重要な契約等	19
6. 研究開発活動	20
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	21
第3 設備の状況	22
1. 設備投資等の概要	22
2. 主要な設備の状況	22
3. 設備の新設、除却等の計画	22
第4 提出会社の状況	23
1. 株式等の状況	23
(1) 株式の総数等	23
(2) 新株予約権等の状況	23
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	23
(4) ライツプランの内容	23
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	23
(6) 所有者別状況	23
(7) 大株主の状況	24
(8) 議決権の状況	24
(9) ストックオプション制度の内容	24
2. 自己株式の取得等の状況	25
3. 配当政策	26
4. 株価の推移	26
5. 役員の状況	27
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	29
第5 経理の状況	34
1. 財務諸表等	35
(1) 財務諸表	35
(2) 主な資産及び負債の内容	62
(3) その他	65
第6 提出会社の株式事務の概要	66
第7 提出会社の参考情報	67
1. 提出会社の親会社等の情報	67
2. その他の参考情報	67
第二部 提出会社の保証会社等の情報	68

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年12月24日
【事業年度】	第59期（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）
【会社名】	株式会社タクトリ
【英訳名】	Takatori Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北村 吉郎
【本店の所在の場所】	奈良県橿原市新堂町313番地の1
【電話番号】	0744（24）8580
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経理部長 岡島 史幸
【最寄りの連絡場所】	奈良県橿原市新堂町313番地の1
【電話番号】	0744（24）8580
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経理部長 岡島 史幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第55期	第56期	第57期	第58期	第59期
決算年月	平成23年 9 月	平成24年 9 月	平成25年 9 月	平成26年 9 月	平成27年 9 月
売上高 (千円)	8,524,350	8,338,035	5,045,945	10,302,001	6,161,854
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	776,826	384,921	△228,914	422,623	△136,692
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	458,031	△878,138	△365,541	422,381	△114,155
持分法を適用した場合の投資利益又は損失 (△) (千円)	△155,395	19,564	△197,393	△126,422	△65,483
資本金 (千円)	963,230	963,230	963,230	963,230	963,230
発行済株式総数 (株)	5,491,490	5,491,490	5,491,490	5,491,490	5,491,490
純資産額 (千円)	5,668,862	4,654,071	4,246,936	4,670,466	4,496,779
総資産額 (千円)	10,488,796	9,020,726	7,212,969	10,617,018	7,951,933
1株当たり純資産額 (円)	1,038.15	852.32	777.76	855.33	823.52
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	23.00 (7.00)	17.00 (8.50)	— (—)	12.00 (—)	10.00 (—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	83.88	△160.82	△66.94	77.35	△20.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	54.0	51.6	58.9	44.0	56.5
自己資本利益率 (%)	8.4	—	—	9.5	—
株価収益率 (倍)	5.60	—	—	7.94	—
配当性向 (%)	27.4	—	—	15.5	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△152,367	891,981	△1,243,443	△645,353	1,078,219
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△523,489	257,509	△249,291	338,441	141,995
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	682,391	610,460	△428,982	1,331,778	△1,124,660
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	650,874	2,410,823	489,157	1,514,052	1,609,632
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	205 (33)	206 (22)	211 (20)	212 (43)	219 (43)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第55期及び第58期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第56期、第57期及び第59期は1株当たり当期純損失金額であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第56期、第57期及び第59期の自己資本利益率、株価収益率並びに配当性向については当期純損失が計上されているため記載しておりません。

4. 第55期の1株当たり配当額には、創業60周年及び会社設立55周年記念配当6円を含んでおります。

2 【沿革】

年月	事項
昭和31年10月	奈良県大和高田市旭南町に資本金 800千円をもって、(株)高鳥機械製作所を設立。 繊維機械の製造・販売を開始。
昭和39年 5 月	商号を(株)タカトリ機械製作所に変更、奈良県大和高田市旭南町に新社屋竣工。（平成18年 4 月売却）
昭和43年 3 月	奈良県橿原市新堂町に橿原工場（現 本社工場）を新設。
昭和43年 5 月	ツマ先自動縫製機トウクロザーを開発。
昭和47年 3 月	股上自動縫製機ラインクロザーを開発。
昭和47年 4 月	大阪支店（大阪市東区）を開設。（平成 3 年 6 月廃止）
昭和47年 5 月	海外代理店と契約を行い、本格的輸出を開始。
昭和48年 3 月	東京営業所（東京都中央区）を開設。（昭和50年 3 月廃止）
昭和48年 5 月	関連会社広栄商事(株)を設立。（後にタカトリ機工(株)に商号変更）
昭和53年 2 月	関連会社(株)タカトリサービスセンターを設立。
昭和53年 6 月	東京重機工業(株)（現 J U K I (株)）と「ポケットロ自動縫製機」の製造販売で技術提携を行い、 アパレル機器分野に進出。（平成18年 3 月技術提携解消）
昭和58年10月	半導体機器分野に進出。
昭和60年 9 月	関連会社(株)タカトリハイテック、子会社(株)タカトリセイコーを設立。
昭和60年 9 月	東京営業所（東京都調布市）を開設。
昭和61年 6 月	全自動ウェーハ表面保護テープ貼り機・剥し機である A T M ・ A T R Mを開発。
昭和61年10月	商号を(株)タカトリに変更。
昭和61年12月	米国デラウェア州に子会社タカトリインテックコーポレーションを設立。（平成 3 年 9 月解散）
昭和62年 7 月	奈良県ハイテク工場団地協同組合（現 代表理事 北村吉郎）を設立。
昭和63年11月	東京営業所を埼玉県大宮市に移転。
昭和63年12月	橿原新工場竣工（現 本社工場）。
平成元年 3 月	アパレル自動裁断システム T A Cを開発。
平成元年 4 月	液晶機器である T A B 圧着機を開発。
平成 2 年 4 月	M W S （マルチワイヤーソー）を開発。
平成 2 年 7 月	橿原事業所新社屋竣工（現 本社）。
平成 3 年 8 月	液晶モジュールの組立開始。（平成17年 3 月液晶モジュール組立事業廃止）
平成 4 年 2 月	(株)タカトリハイテック、(株)タカトリセイコーを吸収合併。
平成 5 年 1 月	タカトリ機工(株)、(株)タカトリサービスセンターを吸収合併。
平成 5 年 9 月	第三者割当増資を実施、資本金 663百万円となる。
平成 6 年 1 月	本社を奈良県橿原市新堂町に移転。
平成 8 年 4 月	九州営業所（熊本県菊池郡）を開設。（平成19年 8 月熊本県合志市に移転）
平成10年 3 月	本社工場増築竣工。
平成11年12月	液晶機器事業部門を本社及び本社工場から高田工場に移転。（平成14年 4 月本社及び本社工場に 移転）
平成12年 4 月	大阪証券取引所新市場部上場。一般募集による増資により、資本金924百万円となる。
平成12年 4 月	台湾に子会社台湾高鳥股份有限公司を設立。（平成15年 7 月解散）
平成12年10月	東京営業所を東京支店に昇格。
平成13年 5 月	東京支店を東京都中央区に移転。（平成14年 4 月廃止）
平成13年 5 月	上海駐在員事務所を開設。（平成14年 5 月閉鎖）
平成13年10月	大阪証券取引所市場第二部に指定。
平成16年 4 月	中国・上海市に上海高鳥機電科技有限公司を設立。（平成21年 5 月全持分譲渡）
平成17年10月	設立50周年を期に企業理念改訂。
平成18年 1 月	戦略的コア技術として「7つのコア技術」を明確化、技術開発スローガンの設定。

年月	事項
平成20年 2 月	株式会社エムテーシーの株式を取得し（出資比率34.6%）関連会社化し、業務提携を開始。 ウインテスト株式会社の第三者割当増資を引受け（出資比率43.7%）関連会社化し、業務提携を開始。（平成27年 6 月業務提携を解消）
平成20年 4 月	
平成22年 4 月	経済産業省「低炭素社会を実現する新材料パワー半導体プロジェクト」に参加。
平成22年 6 月	経済産業省「戦略的基盤技術高度化支援事業」の採択。
平成22年 6 月	MWS（マルチワイヤーソー）展示場「スライシングラボ」を設置。
平成24年 2 月	MWS（マルチワイヤーソー）の開発において「第4回ものづくり日本大賞」特別賞受賞。
平成24年 6 月	徳島県工業技術センターが所管する産業技術共同研究センター内に徳島研究所を開設。
平成25年 1 月	本社内に新工場竣工。
平成25年 7 月	東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場統合に伴い、大阪証券取引所市場第二部から東京証券取引所市場第二部に指定。
平成25年10月	医療機器分野に進出。
平成27年 6 月	医療機器製造業登録並びに第一種医療機器製造販売業許可を取得。

3【事業の内容】

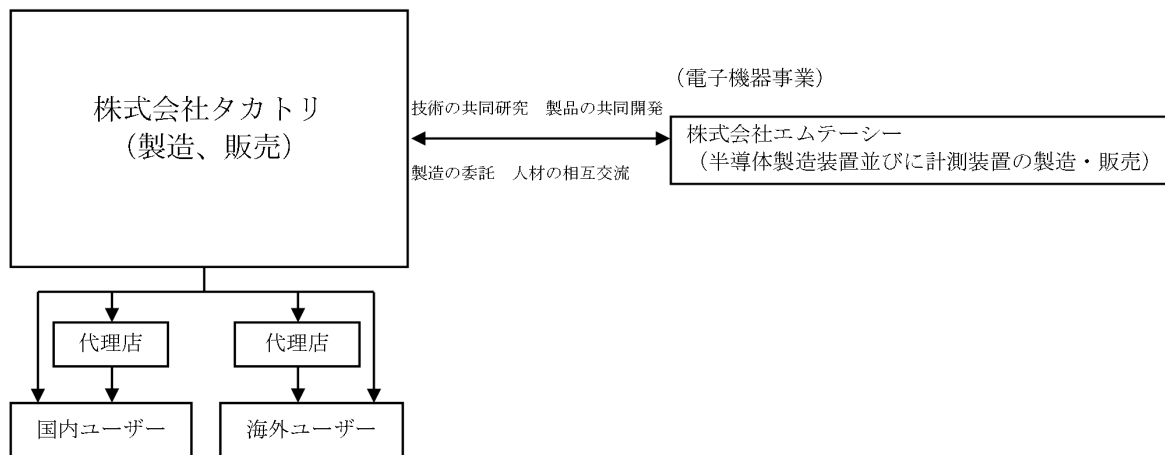
当社グループは、当社と関連会社より構成されており、電子機器、繊維機器、医療機器の開発、製造、販売を主たる業務としております。

なお、下記の事業は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

当社の事業内容及び当社の当該事業に関わる位置付けは次のとおりであります。

- (1) 電子機器事業… 主要な製品は、液晶製造機器、半導体製造機器、マルチワイヤーソーであり、当社が製造、販売を行っております。関連会社について、株式会社エムテーシー（事業内容：半導体製造装置並びに計測装置の製造及び販売）は、技術の共同研究、製品の共同開発、製造の委託、人材の相互交流等を行っております。
- (2) 繊維機器事業… 主要な製品は、自動裁断機であり、当社が製造、販売を行っております。
- (3) 医療機器事業… 経済産業省の委託を受け実施する平成25年度課題解決型医療機器等開発事業（現 平成27年度医工連携事業化推進事業）において、難治性胸腹水の外来治療を可能とするモバイル型胸腹水濾過濃縮処理装置の開発を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



※注 ウインテスト株式会社（事業内容：半導体・フラットパネルディスプレイの検査装置の開発、販売）とは、事業協働戦略の策定、ノウハウの相互提供及び活用、人事交流等を行っていましたが、平成27年6月15日付で業務資本提携を解消いたしました。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合	関係内容
(関連会社) (株)エムテーシー	さいたま市大宮区	235百万円	電子機器事業	37.14%	・技術の共同研究製品の共同開発 ・製造の委託 ・人材の相互交流等
(関連会社) ウインテスト(株)	横浜市西区	1,248百万円	電子機器事業	20.78%	—————

(注) ウインテスト(株)は有価証券報告書を提出しております。また、ウインテスト(株)については、平成27年6月15日付で業務資本提携を解消いたしました。

なお、保有株式の一部を売却したことにより、平成27年11月2日付で議決権の所有割合が19.96%に低下したことから、同社は当社の関連会社に該当しないこととなりました。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与（円）
219名（43名）	42歳1ヶ月	17年0ヶ月	6,128,311

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 「電子機器事業」、「繊維機器事業」及び「医療機器事業」において就業人員が重複していることにより、セグメントに区分して記載することが困難であるため、記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における世界経済は、米国では雇用拡大を背景に個人消費が景気拡大を主導しており、欧州においてはギリシャ問題による悪化リスクはあるものの、ユーロ安を追い風に輸出が増加し、景気の持ち直しの動きがみられるようになりました。一方、中国では過剰生産力などの構造的な問題が表面化し経済成長が一段と減速化しており、ロシアやブラジル、インドネシアなどの一部の新興諸国においては景気の悪化が顕在化するなど、世界経済全体としては、総じて低調に推移しました。

一方、わが国経済は、政府による景気対策の効果により市場の円安・株高基調が継続し、雇用情勢や輸出が持ち直しを見せたものの、円安による物価の上昇などにより個人消費が落ち込み、設備投資が足踏みしたことでマイナス成長となり、消費税増税に伴う落ち込みから持ち直しつつあった日本経済が、再び停滞している状況であります。

このような経済環境の中、当社が関わる電子部品業界においては、新興国主体に成長が続くスマートフォン向けに加え、電装化が進む自動車向けの需要拡大等からプラス成長が続いているものの、スマートフォンでは需要の新興国シフトや最終製品メーカー間の競争激化等を受けた一層の価格低下に加え、買替サイクル長期化による先進国での需要減速が顕在化しつつあり、市場環境は楽観視できない状況となりました。

このような状況の中、電子機器事業につきましては一部で堅調さが見られたものの、全体的には売上高が大幅に減少するなど低調に推移いたしました。また、繊維機器事業につきましても低調に推移いたしました。

損益面につきましては、製造コストの低減及び諸経費の圧縮に努めてまいりましたが、当期に見込んでいた液晶製造装置の受注が予想より後方にずれ込み、当期の売上に計上できなかったこと及び、棚卸資産に関して評価損を計上したことなどの理由により、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上することとなりました。

その結果、当事業年度の売上高は61億61百万円（前事業年度比40.2%減）となり、営業損失は2億71百万円（前事業年度は営業利益2億89百万円）、経常損失は1億36百万円（前事業年度は経常利益4億22百万円）、当期純損失は1億14百万円（前事業年度は当期純利益4億22百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（電子機器事業）

液晶製造機器では、スマートフォン（高機能携帯電話）及びタブレット等の高機能携帯端末市場は堅調であったものの、国内外の大手液晶パネルメーカー及びEMSメーカー（受託生産企業）が設備投資を先送りしたことにより、小型液晶パネル用偏光板貼り付け機並びにその周辺機器の需要が低調に推移いたしました。このような状況の中、販売額は減少いたしました。

半導体製造機器では、省エネルギーで注目を集めているパワー半導体メーカー、車載用ICチップメーカー及びスマートフォン（高機能携帯電話）関連の国内外のチップメーカーからの装置需要が好調に推移いたしました。このような状況の中、販売額は大幅に増加いたしました。

MWS（マルチワイヤーソー）では、LED関連製品市場の装置需要が依然として回復しない状況が続きました。また、前事業年度においては海外客先より約30億円の大口受注があり販売に大きく寄与いたしましたが、当事業年度においてはスマートフォン基幹部品加工用の切断装置の受注を見込んでいたものの、スマートフォンへの基幹部品の採用が予想通りに進まなかったことが影響し、低調に推移しました。このような状況の中、販売額は大幅に減少いたしました。

その結果、売上高は57億89百万円（前事業年度比41.6%減）、セグメント利益65百万円（前事業年度はセグメント利益4億65百万円）となりました。

（繊維機器事業）

アパレル業界においては、長引く経済不況の影響で設備の更新・増設が先送りされている状況が依然として続いていることから、国内外ともに低調に推移いたしました。このような状況の中、販売額は減少いたしました。

その結果、売上高は3億72百万円（前事業年度比2.6%減）、セグメント損失1億77百万円（前事業年度はセグメント損失66百万円）となりました。

（医療機器事業）

前事業年度より、経済産業省が推進する平成25年度課題解決型医療機器等開発事業（現 平成27年度医工連携事業化推進事業）を開始いたしました。当事業年度においては、研究開発費が1億15百万円発生いたしました。

その結果、セグメント損失1億59百万円（前事業年度はセグメント損失1億9百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローについては、当事業年度末の現金及び現金同等物は、前事業年度末から95百万円増加し16億9百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローにおいては、税引前当期純損失23百万円、仕入債務の減少11億30百万円、売上債権の減少21億95百万円及びたな卸資産の減少3億6百万円があったこと等により、10億78百万円のキャッシュ・イン（前年同期は6億45百万円のキャッシュ・アウト）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローにおいては、有形固定資産の取得による支出95百万円及び関係会社株式の売却による収入2億45百万円があったこと等により、1億41百万円のキャッシュ・イン（前年同期は3億38百万円のキャッシュ・イン）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローにおいては、短期借入金の返済による支出9億53百万円、長期借入金の返済による支出93百万円があったこと等により、11億24百万円のキャッシュ・アウト（前年同期は13億31百万円のキャッシュ・イン）となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（千円）	前年同期比（％）
電子機器事業	6,561,842	60.6
繊維機器事業	372,536	102.8
医療機器事業	—	—
合計	6,934,379	62.0

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当事業年度における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比（％）	受注残高（千円）	前年同期比（％）
電子機器事業	6,694,824	64.2	3,689,738	132.5
繊維機器事業	373,538	92.0	87,120	101.2
医療機器事業	—	—	—	—
合計	7,068,363	65.2	3,776,859	131.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（千円）	前年同期比（％）
電子機器事業	5,789,317	58.4
繊維機器事業	372,536	97.4
医療機器事業	—	—
合計	6,161,854	59.8

(注) 1. 前事業年度及び当事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)		当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
第一実業㈱	1,197,505	11.6	643,559	10.4
BIEL CRYSTAL MANUFACTORY LTD. / 香港	1,597,500	15.5	—	—
LENS TECHNOLOGY (CHANGSHA) CO LTD. / 中国	1,594,000	15.5	—	—
DONG RONG XING YE ELECTRONICS CO., LTD. / 中国	1,196,670	11.6	—	—

2. 当事業年度の、BIEL CRYSTAL MANUFACTORY LTD. / 香港、LENS TECHNOLOGY (CHANGSHA) CO LTD. / 中国及びDONG RONG XING YE ELECTRONICS CO., LTD. / 中国は、当該比率が100分の10未満のため記載を省略しております。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

I. 対処すべき課題の内容等

当社が関わる電子部品業界では、スマートフォン（高性能携帯電話）やタブレット端末製品の市場において、新製品の発売を通じて更に個人消費者の需要が期待されることから、装置需要は前事業年度末より引き続き堅調に推移するものと予想されます。

また、LED関連製品の市場では、省エネルギー・節電効果の高いLED照明を中心に安定的な需要が見込まれるものの、生産設備能力には余力があることが推定され、装置需要は低調に推移するものと予想されます。

そうした中、米国及び欧州景気は、緩やかな回復が続くと予想されます。中国景気の鈍化も緩やかなテンポに留まっており、当局の景気下支え策の強化を受けて減速に歯止めがかかると考えられます。反面で世界経済の成長を阻むリスクとして、米国の利上げに対する金融市場の過剰反応、債務問題の深刻化などから中国景気的大幅な鈍化、原油価格の急騰などが考えられます。

このような状況下、翌事業年度におきましては、引き続きグローバルニッチ市場に着目し、より高精細・低価格という顧客の要望に応えるべく、常に原価力の強化を意識し、オリジナル製品の開発を既存及び新技術の応用展開によって、サファイアの工業製品市場など、成長が期待される分野を、着実に獲得していくと同時に、ミャンマー、ベトナム、マレーシアなど、新興国の経済成長を取り込むべく、積極的に営業展開をしていく所存でございます。

また、引き続き内閣府が推進するSIP（戦略的イノベーション創造プログラム）/次世代パワーエレクトロニクス事業に参画し、今後市場拡大が見込まれるSiC（シリコンカーバイド）、GaN（ガリウムナイトライド）等の新材料に対応した技術開発に取り組むと同時に、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）が推進する、課題設定型産業技術開発助成金（平成27年度中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業）を活用し、胸腹水濾過濃縮処理装置の開発に取り組み、医療機器分野への新規参入を果たすことで、売上・収益の向上を目標に、安定的な経営体制の確立を目指していく所存でございます。

また、こうした認識の下、平成27年10月1日より改めて組織変更を行い、ものづくり企業としてタカトリ独自の技術開発に注力し企業価値を高めていくとともに、新経営体制の下、役員・社員が一丸となり更なる会社の発展に努め、高収益企業を目指してまいります。

II. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式等に対する大規模買付行為を受け入れるか否かのご判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えており、当社は当社株式等に対する大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。

ただし、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様当社の株式価値の妥当性を短期間でご判断していただくこととなりかねません。また、株式等の大規模買付提案の中には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

当社は、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に応ずるべきか否かのご判断のための期間が確保されることが必要であると考えております。

III. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上への取組み

当社は、昭和31年10月に創業し、繊維機械の製造・販売を開始しましたが、その後の経営環境の変化に対応すべく、当社独自の研究・開発力を生かして、繊維機器事業に加えて、電子機器事業（液晶機器事業・半導体機器事業・MWS（マルチワイヤーソー）事業）に展開を図り、現在に至っております。

当社は、企業価値をより一層高め確固たる企業基盤を築き、当社のビジョンである「信頼されるタカトリ」の構築を目指すべく、中長期的な経営戦略の基礎固めを行い、成長してまいります。また、当社社是及び企業理念を前提として、各方針（経営ビジョン、経営方針、技術開発スローガン、コンプライアンス基本方針、環境基本方針、品質方針等）に従って、企業としての社会的責任を認識したうえで、ステークホルダー（株主、従業員、取引先、債権者、地域社会）との信頼関係をより一層高めるよう努めてまいります。

《当社の社是》

「創造と開拓」

《当社の企業理念》

「世界に誇れる独自技術を製販一体となって構築し、最良の製品とサービスを提供し、人々の暮らしを豊かにする」

①企業は『社会の公器』であることをまず認識し、社会と全ての協力者との相互繁栄を期そう

②物事の判断・実行は、お客様とタカトリのメリット・デメリットを十分検討したうえで進めよう

③自分の意見は、会社組織の上下関係にとらわれずはっきり発言すると共に、何でも話し合える輪を作ろう

《経営ビジョン》

「信頼されるタカトリ」

《経営方針》

- ①顧客の立場に立って、新規事業開拓、オリジナル製品開発、周辺機器ラインナップを行う
- ②オリジナル製品の開発をリードする営業活動を行い、営業を支えるサービス体制の構築と事業化を行う
- ③組立、調整、サービスに力点を置いたものづくりを行う

また当社は、上記経営方針の実現に努めるため、以下の取り組みを行っております。

● コア技術の更なる強化

当社の戦略的コア技術である「7つのコア技術」（貼付、剥離、制御・情報処理、クリーン、カッティング、搬送・駆動、真空）の各技術を更に強化し、技術開発スローガン「Global Innovation “Plus One”」の下、「製品の独自性」や「製品の強さを極める」ことに注力し、現状事業の付加価値を高めるとともに、「7つのコア技術」をベースに ①有望事業機会を目指した技術力の強化 ②強い技術の他製品への水平展開 ③他社との技術提携及び協業化による新製品の開発 ④既存製品の進化などに積極的に取り組んでまいります。

● 目標とする経営指標

ROE（自己資本当期純利益率）10%以上、売上高総利益率の向上を掲げ、安定した収益体質の確立を目指しております。

2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、法令を遵守し、経営の透明性を高め、取締役会で活発な議論を行い、意思決定のスピードアップを図り、株主の利益が最大になるように統治しなければならないと考えております。なお、社外取締役1名及び社外監査役2名を含めた監査役が取締役会に出席することにより、取締役の業務執行や意思決定事項を客観的に監査・監視できる体制をとるなど、経営監査機能の客観性の観点から十分機能する体制が整っていると考えております。

IV. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

1. 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策継続の目的

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅱに記載の基本方針に沿うものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

2. 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として特別委員会を設置し、発動の是非等について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。特別委員会は、特別委員会規則（概要については下記「（特別委員会規則の概要）」をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。

なお、平成27年9月30日現在における当社大株主の状況は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（7）大株主の状況」のとおりであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、または行おうとする者(以下、「大規模買付者」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等(注1)について、保有者(注2)の株式等保有割合(注3)が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式等(注4)について、公開買付け(注5)に係る株式等の株式等所有割合(注6)及びその特別関係者(注7)の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

② 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

(イ) 氏名または名称及び住所または所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主または大口出資者(所有株式または出資割合上位10名)の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数、及び、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株式等の取引状況

(iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等(注8)その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。))を含みます。)

(注8) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日（注9）（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い大規模買付者から提供された情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会及び特別委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- （i）大規模買付者及びそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- （ii）大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- （iii）大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- （iv）大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- （v）大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- （vi）大規模買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- （vii）大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- （viii）大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- （ix）大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- （x）当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付行為の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会及び特別委員会が大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会はその旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

（注9） 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

（注10） 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び特別委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する特別委員会の勧告

特別委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、特別委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対して以下の(i)または(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

特別委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しない場合、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(ii) 大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合

特別委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、例えば以下(イ)～(ト)に掲げる事由により、当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、本対応の例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(イ) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合

(ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合

(ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合

(ニ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合

- (ホ) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様への判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社の株式等の売却を強要する虞があると判断される場合
- (ヘ) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
- (ト) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げる虞があると判断される場合

⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、⑤に定める特別委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとし、

なお、特別委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとし、当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会及び特別委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止を行うものとし、

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会及び特別委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧ 大規模買付行為の開始

大規模買付者は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとし、

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、下記「（新株予約権無償割当ての概要）」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとし、

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、当該承認決議の時から平成28年12月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止されまたは本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会及び特別委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入しているものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで継続するものです。また、上記2.

(3)に記載のとおり、定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2.に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決議に際して特別委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的・客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. (1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響等

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2. (1)に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2. (1)⑦に記載の手続き等に従い、当社取締役会が発動した対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、大規模買付者以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

(特別委員会規則の概要)

1. 特別委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排除し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 特別委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役または(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、特別委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 特別委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該特別委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 特別委員会は、当社代表取締役または各特別委員会委員が招集する。
5. 特別委員会の議長は、各特別委員会委員の互選により選定される。

6. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、特別委員会委員のいずれかに事故がある時その他特段の事由がある時は、原則として、当該特別委員会委員を除く特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）
 - (2) 本プランに係る対抗措置発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に特別委員会に諮問する事項各特別委員会委員は、特別委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 特別委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、特別委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 特別委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

（新株予約権無償割当ての概要）

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者（注11）、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者（注12）、(4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者（注13）（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

（注11）当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注12) 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 市場変動による影響

当社の属する電子部品製造装置市場では、一般的な経済的不況に加え電子部品業界の設備投資動向や電子部品の需給環境の影響を大きく受けてまいりました。半導体市場においてはシリコンサイクル、液晶市場においてはクリスタルサイクルと呼ばれる景気サイクルによる影響を過去に何度か繰り返し受けてまいりました。当社ではこのような市場環境においても利益が計上できる体質になるように努力してまいりましたが、今後もこのような市場環境によって受注高及び売上高が減少することにより当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業戦略による影響

当社の属する電子部品製造装置市場では、革新的な技術の進歩への対応とともに厳しい販売価格競争があります。当社では、高付加価値製品の開発の強化や材料メーカー及び周辺装置メーカーとの連携等を展開しておりますが、競争激化による販売価格下落、技術革新による当社既存製品の陳腐化、当社新製品の市場投入のタイミング等により当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他の影響

当社が事業を遂行していく上で上記のリスク以外に、世界及び各地域における経済環境、自然災害、戦争・テロ、感染症、法令の改正や政府の規制、購入品の価格高騰、重要な人材の喪失等の影響を受けることが想定され、場合によっては当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 販売契約について

提携先	提携内容	備考	契約期間
東栄電子有限公司	MW S の中国での販売に関する事項	販売代理店契約	自平成13年10月3日 至平成15年10月2日 (以後1年毎に自動更新)
Apex-i International Co.,Ltd	半導体製造装置の台湾での販売に関する事項	販売代理店契約	自平成16年10月1日 至平成17年9月30日 (以後1年毎に自動更新)
グランディング テクノロジーインク	MW S のアメリカ合衆国及びカナダでの販売に関する事項	販売代理店契約	自平成10年1月1日 至平成15年12月31日 (以後1年毎に自動更新)

(注) 台湾での独占権を有するApex-i International Co.,Ltdは、平成27年10月31日付で合意解約いたしました。なお、同社とは平成27年11月1日付で中国における非独占権を有する販売代理店として契約を締結いたしました。

また、平成27年11月1日付けで、台湾・フィリピンでの独占権及び、中国での非独占権を有するTOYO ADTEC PTE. LTDと、販売代理店契約を締結いたしました。

(2) 共同開発契約について

提携先	契約内容	契約期間
㈱メムス・コア	MEMS 製造装置及び機器の共同開発	自平成17年10月1日 至平成19年9月30日 (以後1年毎に自動更新)

6【研究開発活動】

当事業年度においては、各部門における新製品・新技術の開発と既存製品の改良・改善を柱とし、当社の戦略的コア技術である「7つのコア技術（貼付、剥離、制御・情報処理、クリーン、カットティング、搬送・駆動、真空）」をベースに有望事業機会と結びつけた重点強化技術の開発、強い技術の他製品への水平展開を行っております。

当事業年度における研究開発費の総額は4億46百万円であり、セグメント別の主な開発内容としては次のものがあります。

電子機器事業

当事業に係る研究開発費は2億79百万円であります。

(1) 液晶製造機器

液晶製造機器に関する研究開発段階の案件として、スマートフォン用中小型液晶パネルの洗浄、偏光板貼付機の更なる機能向上を目指した装置等の研究開発活動を行っております。また、上記「7つのコア技術」の内、貼付（加熱・加圧貼付技術）、剥離（テープ剥離技術）、クリーン（清掃技術）に関する装置等の研究開発活動を行っております。

(2) 半導体製造機器

半導体製造機器に関する研究開発段階の案件として、省テープの使用及び低価格提供を目指したマウンターの研究開発活動を行っております。また、上記「7つのコア技術」の内、貼付（加熱・加圧貼付技術）、真空（吸引技術）、クリーン（清掃技術）、剥離（テープ剥離技術）に関する装置等の研究開発活動を行っております。

(3) MWS（マルチワイヤーソー）

内閣府が推進する「平成26年度S I P（戦略的イノベーション創造プログラム）/次世代パワーエレクトロニクス」に参画し、マルチワイヤーソーを用いたスライス加工技術の高度化により、次世代パワーエレクトロニクスデバイスの実用化に求められるウエハ品質の向上に資する技術研究を行います。

近畿経済産業局の委託を受け実施する「平成25年度戦略的基盤技術高度化支援事業／樹脂コーティングワイヤーを用いたS i Cウエハの鏡面スライシング加工技術の開発」では、樹脂コーティングワイヤーを用いた鏡面スライシング加工技術を確立し、ウエハの薄厚化、後工程の時間を短縮する装置等の研究開発活動を行っております。

中小企業団体中央会の支援を受け実施する「平成26年度補正ものづくり・商業・サービス革新補助金／リサイクル材を活用した高耐久性樹脂の開発」では、マルチワイヤーソーに用いられる消耗部品のさらなる高性能化と環境適合化を目的に、先端材料を用いた消耗部品の開発を行います。

MWS機器に関する研究開発段階の案件として、上記「7つのコア技術」の内、カットティング（ワイヤーカットティング技術）、搬送・駆動（ハンドリング技術）に関する装置等の研究開発活動を行っております。

繊維機器事業

当事業に係る研究開発費は51百万円であります。

繊維機製造器に関する研究開発段階の案件として、航空機や自動車等に使用拡大が見込まれる炭素繊維用加工装置等の研究開発活動を行っております。また、上記「7つのコア技術」の内、カットティング（ナイフカットティング技術）に関する装置等の研究開発活動を行っております。

医療機器事業

当事業に係る研究開発費は1億15百万円であります。

経済産業省が推進する平成25年度課題解決型医療機器等開発事業（現 平成27年度医工連携事業化推進事業）では、濾過濃縮処理経験のない医師や看護師が簡単に短時間の実働で処理でき、治療時間短縮による外来治療を可能とする、安価なモバイル型胸腹水濾過濃縮用処理装置の研究開発活動を行っております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この財務諸表の作成に当たり、必要と思われる見積りは合理的な基準に基づき、適正に実施されております。

(2) 財政状態の分析

当事業年度末の総資産は、79億51百万円（前年同期比25.1%減）となりました。

（流動資産）

当事業年度末における流動資産は、前事業年度に比べ売掛金が22億55百万円減少及びたな卸資産が3億6百万円減少したこと等により、48億44百万円（前年同期比33.8%減）となりました。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産は、前事業年度に比べ建物等の有形固定資産が77百万円減少したこと等により31億7百万円（前年同期比5.7%減）となりました。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債は、前事業年度に比べ買掛金が11億30百万円減少、短期借入金が9億53百万円減少及び未払金が1億33百万円減少したこと等により、29億50百万円（前年同期比44.9%減）となりました。

（固定負債）

当事業年度末における固定負債は、前事業年度に比べ長期借入金が88百万円減少したこと等により、5億4百万円（前年同期比15.0%減）となりました。

（純資産）

当事業年度末における純資産の残高は、配当金の支払65百万円及び当期純損失を1億14百万円計上したこと等により、44億96百万円（前年同期比3.7%減）となりました。

(3) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1業績等の概要（2）キャッシュ・フローの状況」を参照願います。

(4) 経営成績の分析

（売上高）

当事業年度における売上高は、61億61百万円（前年同期比40.2%減）となりました。

（売上総利益）

当事業年度における売上総利益は、前事業年度に比べ売上高が41億40百万円減少したこと等により、11億28百万円（前年同期比41.8%減）となりました。

（営業損益）

当事業年度における営業損失は、前事業年度に比べ販売費及び一般管理費が2億50百万円減少しましたが、売上総利益が前事業年度に比べ8億10百万円減少したこと等により、2億71百万円（前年同期は営業利益2億89百万円）となりました。

（経常損益）

当事業年度における経常損失は、補助金収入1億15百万円等がありましたが、営業損失を2億71百万円計上したこと等により、1億36百万円（前年同期は経常利益4億22百万円）となりました。

（当期純損益）

当事業年度における当期純損失は、関係会社株式売却益1億13百万円がありましたが、経常損失を1億36百万円計上したこと等により、1億14百万円（前年同期は当期純利益4億22百万円）となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度においては、電子機器事業42,717千円、繊維機器事業8,089千円、医療機器事業26,480千円の設備投資を実施いたしました。

また、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

平成27年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名 称	設 備 の 内 容	帳簿価額								従 業 員 数 (人)
			建 物 (千 円)	構 築 物 (千円)	機 械 及 び 装 置 (千 円)	車 両 運 搬 具 (千円)	工 具、器 具 及 び 備 品 (千 円)	土 地 (千 円) (面積㎡)	リ ー ス 資 産 (千円)	合 計 (千 円)	
本社及び 本社工場 (奈良県 橿原市)	電子機器事業 繊維機器事業 医療機器事業	統括業務施設 販売設備 電子機器製造 設備 繊維機器製造 設備	1,417,256	68,306	133,891	311	59,196	730,831 (36,260.88)	24,444	2,434,238	219 (43)

(注) 1. 帳簿価額には、消費税等は含まれておりません。

2. 本社及び本社工場には、賃貸中の土地59,469千円 (3,681.00㎡) を含んでおります。

3. 従業員の () は、臨時雇用者数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在において重要な設備の新設、改修及び除却等は予定しておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	17,000,000
計	17,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （平成27年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成27年12月24日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,491,490	5,491,490	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 100株
計	5,491,490	5,491,490	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （千株）	発行済株式 総数残高 （千株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金 増減額（千円）	資本準備金 残高（千円）
平成17年10月1日～ 平成18年9月30日 （注）	94	5,491	38,540	963,230	38,540	1,352,321

（注）新株予約権の行使による増加であります。

(6)【所有者別状況】

平成27年9月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株 式の状況 （株）
	政 府 及 び 地 方 公 共 団 体	金 融 機 関	金 融 商 品 取 引 業 者	そ の 他 の 法 人	外 国 法 人 等		個 人 そ の 他	計	
					個 人 以 外	個 人			
株主数（人）	－	7	16	44	6	2	1,707	1,782	－
所有株式数 （単元）	－	3,833	1,324	10,378	373	17	38,969	54,894	2,090
所有株式数の 割合（％）	－	6.98	2.41	18.90	0.68	0.03	71.00	100.00	－

（注）自己株式31,042株は、「個人その他」に310単元、「単元未満株式の状況」に42株含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(有)コトブキ産業	奈良県香芝市関屋1516-9	380	6.93
高鳥王昌	奈良県香芝市	344	6.27
タカトリ共栄会	奈良県橿原市新堂町313-1	330	6.02
大阪中小企業投資育成(株)	大阪市北区中之島3-3-23	187	3.40
タカトリ従業員持株会	奈良県橿原市新堂町313-1	157	2.87
井上久雄	神奈川県厚木市	126	2.29
高鳥政廣	奈良県香芝市	113	2.07
西村幸子	大阪市平野区	103	1.88
(株)南都銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト 信託銀行(株))	奈良県奈良市橋本町16 (東京都港区浜松町2-11-3)	95	1.72
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命証券管理部内	94	1.72
計	—	1,934	35.23

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 31,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 5,458,400	54,584	—
単元未満株式	普通株式 2,090	—	—
発行済株式総数	5,491,490	—	—
総株主の議決権	—	54,584	—

② 【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(株)タカトリ	奈良県橿原市 新堂町313-1	31,000	—	31,000	0.56
計	—	31,000	—	31,000	0.56

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額 （円）	株式数（株）	処分価額の総額 （円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他（一）	—	—	—	—
保有自己株式数	31,042	—	31,042	—

3 【配当政策】

利益配分については、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要施策の一つと認識しており、中・長期的な株式価値の向上のため、その期の業績や内部留保金を勘案しながら、安定的な配当を中心に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

しかしながら、当中間会計期間末の配当につきましては、当初予想しておりました中間業績を下回ったこと及び今後の財務状況等を総合的に勘案いたしまして、無配とさせていただきます。当期末配当につきましては、事業実績は利益の確保に至りませんでした。が、株主の皆様への安定的な配当を実施するため、1株当たり10円とさせていただきますことを決定いたしました。

また、内部留保資金につきましては、「7つのコア技術」をベースに ①有望事業機会を目指した技術力の強化 ②強い技術の他製品への水平展開 ③他社との技術提携及び協業化による新製品の開発 ④既存製品の進化に投入してまいります。

当社は「取締役会の決議をもって、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第55期	第56期	第57期	第58期	第59期
決算年月	平成23年 9 月	平成24年 9 月	平成25年 9 月	平成26年 9 月	平成27年 9 月
最高 (円)	1,012	531	※651 525	850	605
最低 (円)	451	346	※333 380	391	373

(注) 最高・最低株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所市場第二部におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。なお、第57期の事業年度別最高・最低株価のうち、※印は大阪証券取引所市場第二部によるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
最高 (円)	584	579	597	550	520	443
最低 (円)	535	505	520	495	373	395

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性 8 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (千株)
代表取締役社長		北村 吉郎	昭和22年9月12日生	昭和41年 3 月 当社入社 平成 7 年10月 当社管理本部副本部長 平成 8 年12月 当社取締役管理本部長 平成13年10月 当社取締役経理本部長 平成14年 4 月 当社取締役管理本部長 平成15年10月 当社常務取締役管理本部長 平成16年10月 当社常務取締役経営企画室長 平成16年11月 奈良県ハイテク工場団地協同組合代表理事 (現任) 平成21年10月 当社常務取締役新規事業創出及び管理部門担当 平成22年 4 月 当社取締役副社長新規事業創出及び管理部門担当 平成24年10月 当社代表取締役社長 (現任)	(注) 3	46
取締役副社長	経営企画本部長	増田 誠	昭和38年7月8日生	昭和61年 4 月 当社入社 平成16年10月 当社執行役員営業本部営業管理部長 平成18年10月 当社執行役員営業本部副本部長兼営業管理部長 平成21年10月 当社執行役員営業本部長 ウインテスト株式会社取締役 平成22年12月 当社取締役営業本部長兼営業統括室長 平成25年10月 当社取締役副社長兼経営企画本部長 (現任)	(注) 3	5
専務取締役	経営企画副本部長	松田 武晴	昭和25年1月11日生	昭和48年 3 月 当社入社 平成14年 4 月 当社営業本部海外営業部長 平成14年10月 当社執行役員営業本部海外営業部長 平成15年 4 月 当社執行役員営業本部副本部長 平成18年10月 当社執行役員営業本部長 平成18年12月 当社取締役営業本部長 平成21年10月 当社取締役新規事業創出及び営業部門担当 平成25年10月 当社取締役 平成26年10月 当社専務取締役 平成27年10月 当社専務取締役兼経営企画副本部長 (現任)	(注) 3	5
取締役	事業推進統括本部長	出口 昌道	昭和34年2月4日生	昭和59年 7 月 当社入社 平成15年 4 月 当社生産本部第二製造部長 平成18年10月 当社執行役員生産本部第二製造部長 平成21年 4 月 当社執行役員生産本部電子機器製造部長 平成21年10月 当社執行役員生産本部副本部長 平成22年12月 当社取締役生産本部長 平成25年10月 当社取締役 平成27年10月 当社取締役兼事業推進統括本部長 (現任)	(注) 3	4
取締役	管理本部長兼経理部長	岡島 史幸	昭和29年 9 月15日生	昭和49年 4 月 大阪国税局 入局 平成25年 7 月 当社入社 当社管理本部経理部長 平成25年 9 月 税理士登録 平成26年10月 当社管理本部長兼経理部長 平成26年12月 当社取締役管理本部長兼経理部長 (現任)	(注) 3	12
取締役		川村 真	昭和44年 3 月12日生	平成 4 年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成 8 年 4 月 公認会計士登録 平成10年 1 月 稲畑産業株式会社入社 平成13年 2 月 税理士登録 川村公認会計士事務所開業 (現任) 平成27年12月 当社取締役就任 (現任)	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		大島 章良	昭和29年11月12日生	平成25年6月 南都地所株式会社常務取締役（代表取締役） 平成26年11月 当社入社 管理本部管理本部長付 平成26年12月 当社常勤監査役（現任）	(注) 5	—
監査役		山田 磯子	昭和20年3月3日生	昭和45年4月 大阪弁護士会登録 昭和56年6月 山田磯子法律事務所（現さざんか法律事務所）開業、所長（現任） 平成13年12月 当社監査役（現任）	(注) 6	—
監査役		大西 大介	昭和16年6月25日生	昭和41年5月 関西電業株式会社（現株式会社カナック）取締役 昭和63年5月 同社代表取締役社長 平成19年6月 同社代表取締役会長 平成20年6月 同社相談役 平成24年12月 当社監査役（現任） 平成26年6月 株式会社カナック名誉顧問（現任）	(注) 6	—
計						74

- (注) 1. 取締役川村 真は社外取締役であります。
2. 監査役山田 磯子及び監査役大西 大介は、社外監査役であります。
3. 平成26年12月19日開催の定時株主総会の終結の時から2年間であります。
4. 当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。
5. 前任者の辞任に伴う就任であるため、当社の定款の定めにより前任者の任期満了までとなります。
前任者の任期は平成24年12月21日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。
6. 平成24年12月21日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。
7. 代表取締役会長高鳥王昌は平成27年11月15日に死去により退任いたしました。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①企業統治の体制

- ・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令を遵守し、経営の透明性を高め、取締役会で活発な議論を行い、意思決定のスピードアップを図り、株主の利益が最大になるように統治しなければならないと考えており、会社の中長期的な利益増大の観点から、株主以外のステークホルダー（従業員、取引先、債権者、地域社会）の利益も尊重すべきであると考えております。また、リスク・マネジメントの強化を進めており、当社が関わるリスクを識別し、優先度・重要度を判別した上で対応しております。

- ・企業統治体制の概要

平成27年12月24日現在、当社の取締役会は、取締役6名及び監査役3名で構成されており、経営方針、法令で定められた事項及び経営にかかわる重要な事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置付けております。

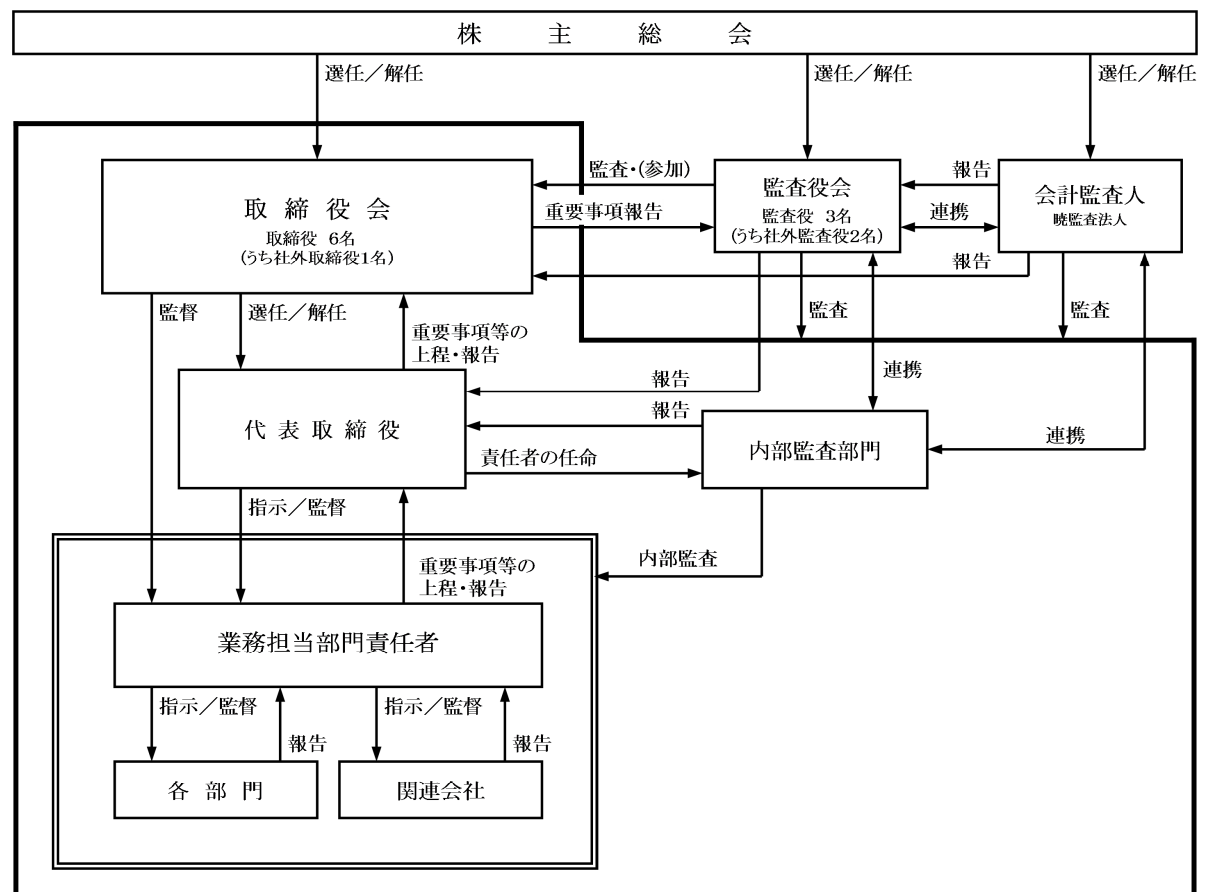
なお、当社は、取締役の員数を10名以内とする旨、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に規定しております。

監査役会は、監査役3名で構成されており、各監査役は監査役監査規程に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び使用人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い取締役の職務執行の監査を行っております。

- ・企業統治体制を採用する理由

当社は、1名の社外取締役及び2名の社外監査役を選任しており、経営監査機能の客観性の観点から十分機能する体制・形態であると考えており、現状の体制を採用しております。

<当社の業務執行・監査の仕組み、内部統制の仕組み>



②内部統制システムの整備の状況

当社では、管理本部に内部統制管理部門を設置しており、主に重要な業務プロセス毎にフローチャート、社内規程などの整備を行い、業務上発生するリスクを防止する仕組みを作り、業務の有効性及び効率性・財務報告の信頼性・コンプライアンス・資産の保全といった目的を達成できるシステムの構築を図っており、整備及び運用の進捗状況等は定期的に取り締役会へ報告しております。

③リスク管理体制の整備の状況

内部統制システムの構築の中で、リスクマネジメントの一環として全社的リスクの把握に対する取組みを推進しております。「リスクマネジメント基本規程」に基づき、取締役社長を委員長としたリスクマネジメント委員会において、取組全体の方針・方向性の検討・決定、リスク選定及び対策等の検討・決定、各部門でのリスクマネジメント推進の指示等リスク全般の管理を行い、事業を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理・実践が可能な体制の整備・運用を行っております。また、「職務権限一覧表・明細表」「稟議規程」等による職務権限の明確化、内部監査部門による全部門への年1回の内部監査実施、取締役会での重要及び異常事項の報告義務付け等により、会社に重大な影響を与える事態の発生防止に努めるとともに、万一不測の事態が発生した場合は、損害・影響額を最小限にとどめる体制を整えております。

④会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

当期は取締役会を24回、監査役会を13回開催しております。

役員及び従業員が法令、社内規則及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準について制定した「企業理念」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンスマニュアル」に従い行動するとともに、その周知徹底と推進を図っております。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑥内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

内部監査につきましては、内部監査部門が期初に年間監査計画を立て、それを基準に監査役会及び監査法人与常に連携を取りながら内部監査を実施し、定期的に取り締役会において報告を行っております。なお、内部監査人は7名であります。

監査役監査につきましては、期初に監査役会が策定した監査の方針・監査計画等に従い監査を実施しております。具体的には、取締役会への出席及び他の重要会議への常勤監査役の出席、監査役会開催時において社外監査役が重要資料閲覧等を行うことで、経営の透明性・意思決定及び業務執行の適法性をチェックするとともに、監視・牽制体制を整えております。また、監査法人との監査計画概要書に対するミーティング、四半期レビュー結果報告会・期末監査結果報告会の開催、監査に関わる情報交換等を行うことで、監査機能の充実に努めております。

また、内部統制管理部門、内部監査部門、監査役及び会計監査人は、相互に連携をとりながら指摘事項などについて社内規程等にフィードバックし、整備及び運用を図っております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名、監査業務に係る補助者の構成

公認会計士の氏名		所属する監査法人名
代表社員 業務執行社員	松島 秀典	暁監査法人
業務執行社員	織田 成人	

両公認会計士とも当社に係る継続監査年数が7年を超えておりませんので、監査年数の記載は省略いたします。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名であります。

⑦社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。当社と当該社外取締役及び社外監査役との間に、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役川村真氏は、長年会計監査業務に従事したことから会計監査業務に高い専門性を有しており、同業務で培った多様な視点や価値観から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、客観的且つ中立的な検証を行うことでガバナンス体制の充実を図っております。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、兼任については、職務の執行役割と責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保するため、合理的な範囲にとどめております。

社外監査役山田磯子氏は、弁護士としての専門的見地から取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、客観的且つ中立的な検証を行うことでガバナンス体制の充実を図っております。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、兼任については、職務の執行役割と責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保するため、合理的な範囲にとどめております。

社外監査役大西大介氏は、会社の経営者として培われてきた豊富な経験と高い見識から取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、客観的且つ中立的な検証を行うことでガバナンス体制の充実を図っております。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、兼任については、職務の執行役割と責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保するため、合理的な範囲にとどめております。

当社は社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準を会社法及び上場証券取引所の独立性基準を充たしたものとしており、活発な意見を述べる事が出来る人物を選定し、社外取締役及び各社外監査役は当社と資本関係のある会社・大株主・主要な取引先の出身者ではなく、高い独立性を有しているものと判断しております。また、社外取締役及び社外監査役による客観的且つ中立的な監査を充実させることで、経営監視機能の客観性の観点から十分機能する体制が整っていると考えております。

当社は、内部統制管理部門、内部監査部門、監査役及び会計監査人との間で内部統制に関する事項を含む報告会や意見交換を行うことにより、監査機能の充実を図っております。

⑧役員の報酬等

- ・提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員の区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役	96,445	95,441	—	—	1,004	7
監査役 (社外監査役を除く)	10,200	10,200	—	—	—	2
社外役員 (社外監査役)	5,400	5,400	—	—	—	2

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、平成27年3月31日付で辞任した取締役1名及び平成26年12月19日開催の第58期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名の在任中の報酬額を含んでおります。なお、当事業年度末における取締役の員数は6名、監査役の員数は1名であります。

2. 当社は、平成24年12月21日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し、役員退職慰労金を支給しております。

- ・提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

- ・使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

- ・役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬に関しましては、株主総会で定められた上限の範囲内でそれぞれ協議・検討して決定しており、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定めることを基本としております。

なお、役員の報酬については、株主総会の決議により取締役の報酬限度額は年額3億円以内、監査役の報酬限度額は年額3千万円以内として決議いたしております。

⑨株式の保有状況

- 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 4 銘柄

貸借対照表計上額の合計額 58,144千円

- 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（千円）	保有目的
(株)日伝	13,952	32,384	取引関係の円滑な維持
コクヨ(株)	10,000	8,840	営業上の取引先
グンゼ(株)	12,000	3,696	取引関係の円滑な維持
(株)GSIクレオス	20,000	2,920	営業上の取引先

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（千円）	保有目的
(株)日伝	14,960	39,002	取引関係の円滑な維持
コクヨ(株)	10,000	12,650	営業上の取引先
グンゼ(株)	12,000	4,332	取引関係の円滑な維持
(株)GSIクレオス	20,000	2,160	営業上の取引先

(2) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項とその理由

①自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを目的とするものであります。

②中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

③取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(3) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
12,500	—	12,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針については、監査計画の妥当性等を検証した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで）の財務諸表について、暁監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、監査法人との緊密な連携や各種の情報提供、会計税務専門の出版社のセミナーへの参加、また、専門書や購読している月刊誌及び週刊誌等で会計基準の内容や変更に対応できるよう適切に把握し、社内周知を図っております。

1 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年 9 月30 日)	当事業年度 (平成27年 9 月30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,524,052	1,619,632
受取手形	94,870	155,079
売掛金	3,845,089	1,589,619
製品	663,110	371,366
仕掛品	781,893	804,108
原材料及び貯蔵品	161,188	124,685
前渡金	9,556	11,885
前払費用	2,854	9,235
繰延税金資産	208,079	114,476
その他	30,781	44,276
流動資産合計	7,321,477	4,844,367
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 3,648,365	※1 3,675,420
減価償却累計額	△2,187,224	△2,258,163
建物（純額）	1,461,141	1,417,256
構築物	370,318	370,318
減価償却累計額	△293,151	△302,012
構築物（純額）	77,167	68,306
機械及び装置	339,010	343,260
減価償却累計額	△183,485	△209,369
機械及び装置（純額）	155,524	133,891
車両運搬具	2,642	2,642
減価償却累計額	△2,144	△2,331
車両運搬具（純額）	498	311
工具、器具及び備品	664,245	687,264
減価償却累計額	△594,880	△627,920
工具、器具及び備品（純額）	69,365	59,344
土地	※1 781,479	※1 781,479
リース資産	60,460	70,447
減価償却累計額	△35,185	△46,002
リース資産（純額）	25,274	24,444
建設仮勘定	—	8,150
有形固定資産合計	2,570,451	2,493,184
無形固定資産		
ソフトウェア	12,354	12,073
その他	3,452	3,452
無形固定資産合計	15,807	15,526

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年 9 月30日)	当事業年度 (平成27年 9 月30日)
投資その他の資産		
投資有価証券	47,840	58,144
関係会社株式	345,679	213,995
出資金	1,180	1,190
長期前払費用	725	6,719
保険積立金	107,097	107,100
繰延税金資産	206,086	210,924
その他	672	781
投資その他の資産合計	709,282	598,855
固定資産合計	3,295,541	3,107,566
資産合計	10,617,018	7,951,933
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,471,764	1,341,030
短期借入金	※1 1,803,453	※1 850,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 218,930	※1 213,588
リース債務	10,128	9,258
未払金	288,915	155,146
未払費用	102,207	81,522
未払法人税等	9,167	7,149
前受金	282,353	201,332
預り金	8,185	9,301
賞与引当金	153,514	82,663
その他	5,000	—
流動負債合計	5,353,621	2,950,991
固定負債		
長期借入金	※1 476,020	※1 387,432
リース債務	16,521	16,765
資産除去債務	28,393	28,973
その他	71,995	70,991
固定負債合計	592,930	504,162
負債合計	5,946,551	3,455,153

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年 9 月30日)	当事業年度 (平成27年 9 月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	963,230	963,230
資本剰余金		
資本準備金	1,352,321	1,352,321
資本剰余金合計	1,352,321	1,352,321
利益剰余金		
利益準備金	95,460	95,460
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	57,856	56,290
特別償却準備金	54,763	47,865
別途積立金	2,076,000	1,976,000
繰越利益剰余金	80,086	8,870
利益剰余金合計	2,364,167	2,184,486
自己株式	△17,308	△17,308
株主資本合計	4,662,411	4,482,729
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,055	14,049
評価・換算差額等合計	8,055	14,049
純資産合計	4,670,466	4,496,779
負債純資産合計	10,617,018	7,951,933

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
売上高	10,302,001	6,161,854
売上原価		
製品期首たな卸高	41,800	663,110
当期製品製造原価	8,984,451	4,741,399
合計	9,026,252	5,404,509
製品期末たな卸高	663,110	371,366
製品売上原価	※1 8,363,142	※1 5,033,143
売上総利益	1,938,858	1,128,711
販売費及び一般管理費		
販売促進費	265,057	121,435
旅費及び交通費	95,913	99,303
役員報酬	112,020	112,045
給料及び賞与	289,922	277,903
賞与引当金繰入額	33,906	14,774
減価償却費	51,942	51,116
研究開発費	※2 527,424	※2 446,064
その他	273,550	277,080
販売費及び一般管理費合計	1,649,738	1,399,723
営業利益又は営業損失(△)	289,120	△271,011
営業外収益		
受取利息	567	238
受取配当金	880	1,074
仕入割引	99	36
補助金収入	112,547	115,186
その他	38,951	35,458
営業外収益合計	153,047	151,994
営業外費用		
支払利息	4,878	4,798
減価償却費	12,005	10,593
その他	2,659	2,282
営業外費用合計	19,543	17,675
経常利益又は経常損失(△)	422,623	△136,692

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
特別利益		
固定資産売却益	※3 1,337	—
関係会社株式売却益	—	※4 113,803
特別利益合計	1,337	113,803
特別損失		
固定資産除却損	※5 4,488	※5 514
特別損失合計	4,488	514
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	419,473	△23,403
法人税、住民税及び事業税	3,747	3,506
法人税等調整額	△6,656	87,246
法人税等合計	△2,908	90,752
当期純利益又は当期純損失 (△)	422,381	△114,155

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 平成25年10月 1 日 至 平成26年 9 月30日)		当事業年度 (自 平成26年10月 1 日 至 平成27年 9 月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※ 2	6,817,128	72.2	3,022,178	58.0
II 労務費		1,264,871	13.4	1,238,560	23.8
III 経費		1,355,142	14.4	950,201	18.2
当期総製造費用		9,437,142	100.0	5,210,940	100.0
期首仕掛品棚卸高	※ 3	852,089		781,893	
合計		10,289,231		5,992,834	
他勘定振替高		522,886		447,326	
期末仕掛品棚卸高		781,893		804,108	
当期製品製造原価		8,984,451		4,741,399	

前事業年度 (自 平成25年10月 1 日 至 平成26年 9 月30日)		当事業年度 (自 平成26年10月 1 日 至 平成27年 9 月30日)	
1. 原価計算の方法 実際個別原価計算を採用しております。		1. 原価計算の方法 実際個別原価計算を採用しております。	
※ 2. 経費の主な内訳		※ 2. 経費の主な内訳	
外注加工費	702,427千円	外注加工費	431,712千円
減価償却費	126,824千円	減価償却費	115,188千円
海外出張費	109,032千円	海外出張費	101,913千円
※ 3. 他勘定振替高の内訳		※ 3. 他勘定振替高の内訳	
研究開発費	521,702千円	研究開発費	447,326千円
その他	1,183千円		

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
				固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	963,230	1,352,321	95,460	62,687	63,554	2,076,000	△355,916	1,941,786
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩				△4,831			4,831	－
特別償却準備金の取崩					△8,791		8,791	－
当期純利益							422,381	422,381
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	△4,831	△8,791	－	436,003	422,381
当期末残高	963,230	1,352,321	95,460	57,856	54,763	2,076,000	80,086	2,364,167

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△17,308	4,240,029	6,906	4,246,936
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				－
特別償却準備金の取崩				－
当期純利益		422,381		422,381
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,148	1,148
当期変動額合計	－	422,381	1,148	423,530
当期末残高	△17,308	4,662,411	8,055	4,670,466

当事業年度（自 平成26年10月 1 日 至 平成27年 9 月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
				固 定 資 産 圧縮積立金	特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当期首残高	963, 230	1, 352, 321	95, 460	57, 856	54, 763	2, 076, 000	80, 086	2, 364, 167
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩				△1, 566			1, 566	－
特別償却準備金の取崩					△6, 898		6, 898	－
剰余金の配当							△65, 525	△65, 525
別途積立金の取崩						△100, 000	100, 000	－
当期純損失（△）							△114, 155	△114, 155
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	△1, 566	△6, 898	△100, 000	△71, 215	△179, 681
当期末残高	963, 230	1, 352, 321	95, 460	56, 290	47, 865	1, 976, 000	8, 870	2, 184, 486

	株主資本		評価・換算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△17, 308	4, 662, 411	8, 055	4, 670, 466
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩		－		－
特別償却準備金の取崩		－		－
剰余金の配当		△65, 525		△65, 525
別途積立金の取崩		－		－
当期純損失（△）		△114, 155		△114, 155
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			5, 994	5, 994
当期変動額合計	－	△179, 681	5, 994	△173, 687
当期末残高	△17, 308	4, 482, 729	14, 049	4, 496, 779

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	419,473	△23,403
減価償却費	190,772	176,898
賞与引当金の増減額 (△は減少)	123,154	△70,851
受取利息及び受取配当金	△1,448	△1,312
支払利息	4,878	4,798
関係会社株式売却損益 (△は益)	—	△113,803
有形固定資産売却損益 (△は益)	△1,337	—
有形固定資産除却損	4,488	514
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,310,338	2,195,261
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△576,703	306,031
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,038,049	△1,130,734
前受金の増減額 (△は減少)	276,841	△81,021
その他	191,893	△177,458
小計	△640,277	1,084,919
利息及び配当金の受取額	2,451	1,308
利息の支払額	△5,176	△4,503
法人税等の支払額	△2,351	△3,506
営業活動によるキャッシュ・フロー	△645,353	1,078,219
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△10,000	—
定期預金の払戻による収入	400,000	—
有形固定資産の取得による支出	△42,832	△95,333
有形固定資産の売却による収入	1,552	—
無形固定資産の取得による支出	△7,600	△5,357
投資有価証券の取得による支出	△2,678	△2,790
関係会社株式の売却による収入	—	245,487
その他の支出	—	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	338,441	141,995
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,800,000	1,000,000
短期借入金の返済による支出	△41,244	△1,953,453
長期借入れによる収入	—	200,000
長期借入金の返済による支出	△414,839	△293,930
リース債務の返済による支出	△11,301	△11,412
配当金の支払額	△837	△65,864
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,331,778	△1,124,660
現金及び現金同等物に係る換算差額	29	26
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,024,895	95,580
現金及び現金同等物の期首残高	489,157	1,514,052
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,514,052	※ 1,609,632

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～50年

機械及び装置 12年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、過去の貸倒実績及び回収不可能と見込まれる債権残高がないため計上していません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度負担分を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
建物	1,290,512千円	1,245,273千円
土地	667,258	667,258
計	1,957,771	1,912,532

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
短期借入金	1,103,453千円	650,000千円
1年内返済予定の長期借入金	218,930	213,588
長期借入金	476,020	387,432
奈良県ハイテク工場団地協同組合の 奈良県に対する借入金	73,027	63,900
計	1,871,430	1,314,920

なお、上記担保提供資産のうち、前事業年度及び当事業年度の土地260,161千円については、奈良県ハイテク工場団地協同組合の奈良県に対する借入金の担保及び銀行借入金の担保に供しております。また、前事業年度の建物1,290,512千円、当事業年度の建物1,245,273千円、前事業年度の土地407,097千円、当事業年度の土地407,097千円については、銀行借入金の担保に供しております。

2 保証債務

次の奈良県ハイテク工場団地協同組合について、奈良県からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
奈良県ハイテク工場団地協同組合	73,027千円	奈良県ハイテク工場団地協同組合 63,900千円

3. 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
当座貸越極度額	1,450,000千円	1,300,000千円
借入実行残高	1,300,000千円	850,000千円
差引額	150,000千円	450,000千円

(損益計算書関係)

- ※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が製品売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
	15,066千円	173,072千円

- ※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
	527,424千円	446,064千円

- ※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
機械及び装置	1,212千円	
工具、器具及び備品	124千円	
計	1,337千円	

- ※4 関係会社株式売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
		ウインテスト株式会社
		113,803千円

- ※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
機械及び装置	4,488千円	建物
		514千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	5,491,490	—	—	5,491,490
合計	5,491,490	—	—	5,491,490
自己株式				
普通株式	31,042	—	—	31,042
合計	31,042	—	—	31,042

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年12月19日 定時株主総会	普通株式	65,525	利益剰余金	12.0	平成26年9月30日	平成26年12月22日

当事業年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	5,491,490	—	—	5,491,490
合計	5,491,490	—	—	5,491,490
自己株式				
普通株式	31,042	—	—	31,042
合計	31,042	—	—	31,042

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年12月19日 定時株主総会	普通株式	65,525	12.0	平成26年9月30日	平成26年12月22日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年12月22日 定時株主総会	普通株式	54,604	利益剰余金	10.0	平成27年9月30日	平成27年12月24日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
現金及び預金勘定	1,524,052千円	1,619,632千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△10,000	△10,000
現金及び現金同等物	1,514,052	1,609,632

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
1年内	1,342	918
1年超	2,907	1,989
合計	4,249	2,907

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達する方針によっております。一時的な余資は安全性の高い金融資産（主に預金）で運用しております。当社は、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、関係会社株式はウインテスト株式会社に対する出資であります。これら投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが6ヵ月以内の支払期日であります。

長期借入金には主に設備投資に係る資金調達であり、返済日は最長で決算日後4年で金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に関するリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について営業部門が定期的に取引先の状況を確認し、経理部門が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権については、通貨別月別為替変動による影響額を把握するなどの方法により管理しております。なお、為替予約等によるヘッジは行っておりません。

投資有価証券及び関係会社株式については、定期的に時価や出資先の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

長期借入金については金利変動リスクを回避するため、全ての金融機関において一部又は全ての繰上返済が可能です。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いをできなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経理部が適時に資金計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（平成26年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,524,052	1,524,052	—
(2) 受取手形	94,870	94,870	—
(3) 売掛金	3,845,089	3,845,089	—
(4) 投資有価証券	47,840	47,840	—
(5) 関係会社株式	345,679	910,591	564,912
資産計	5,857,532	6,422,444	564,912
(1) 買掛金	2,471,764	2,471,764	—
(2) 短期借入金	1,803,453	1,803,453	—
(3) 未払金	288,915	288,915	—
(4) 長期借入金（※）	694,950	694,950	—
負債計	5,259,083	5,259,083	—

（※）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当事業年度（平成27年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,619,632	1,619,632	—
(2) 受取手形	155,079	155,079	—
(3) 売掛金	1,589,619	1,589,619	—
(4) 投資有価証券	58,144	58,144	—
(5) 関係会社株式	213,995	261,816	47,821
資産計	3,636,470	3,684,292	47,821
(1) 買掛金	1,341,030	1,341,030	—
(2) 短期借入金	850,000	850,000	—
(3) 未払金	155,146	155,146	—
(4) 長期借入金（※）	601,020	601,020	—
負債計	2,947,196	2,947,196	—

（※）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券、(5) 関係会社株式

これらの時価については、取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 長期借入金

買掛金、短期借入金及び未払金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいこと、長期借入金は変動金利であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
関係会社株式 非上場株式	0千円	0千円

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5) 関係会社株式」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,524,052	—	—	—
受取手形	94,870	—	—	—
売掛金	3,845,089	—	—	—
合計	5,464,012	—	—	—

当事業年度（平成27年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,619,632	—	—	—
受取手形	155,079	—	—	—
売掛金	1,589,619	—	—	—
合計	3,364,331	—	—	—

4. 借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成26年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
短期借入金	1,803,453	—	—	—	—
長期借入金	218,930	203,592	202,392	70,036	—
合計	2,022,383	203,592	202,392	70,036	—

当事業年度（平成27年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
短期借入金	850,000	—	—	—	—
長期借入金	213,588	212,388	95,032	39,996	40,016
合計	1,063,588	212,388	95,032	39,996	40,016

(有価証券関係)

1. 関連会社株式

前事業年度（平成26年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
関連会社株式	345,679	910,591	564,912
合計	345,679	910,591	564,912

当事業年度（平成27年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
関連会社株式	213,995	261,816	47,821
合計	213,995	261,816	47,821

2. その他有価証券

前事業年度（平成26年9月30日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	47,840	39,259	8,580
	小計	47,840	39,259	8,580
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		47,840	39,259	8,580

当事業年度（平成27年9月30日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	55,984	39,627	16,357
	小計	55,984	39,627	16,357
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,160	2,423	△263
	小計	2,160	2,423	△263
合計		58,144	42,050	16,093

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成25年10月 1 日 至 平成26年 9 月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出年金制度への要拠出額は49,566千円であります。

当事業年度（自 平成26年10月 1 日 至 平成27年 9 月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出年金制度への要拠出額は49,906千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年 9 月 30 日)	当事業年度 (平成27年 9 月 30 日)
繰延税金資産		
たな卸資産評価損否認	147,865千円	159,213千円
関係会社株式評価損否認	263,864	179,393
賞与引当金	54,298	27,138
減損損失否認	44,840	40,282
繰越欠損金	262,883	275,036
その他	85,489	44,091
計	859,240	725,155
評価性引当額	△380,008	△345,799
繰延税金資産合計	479,232	379,355
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	525	2,044
資産除去債務に対応する除去費用	2,906	2,540
固定資産圧縮積立金	31,663	26,622
特別償却準備金	29,970	22,746
繰延税金負債合計	65,065	53,954
繰延税金資産の純額	414,166	325,401

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年 9 月 30 日)	当事業年度 (平成27年 9 月 30 日)
法定実効税率 (調整)	37.8%	税引前当期純損失のため、 注記を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.1	
住民税均等割	0.8	
評価性引当額	△47.2	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.3	
その他	1.5	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.7	

(持分法損益等)

1. 関連会社に対する投資に関する事項

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
関連会社に対する投資の金額	345,679千円	213,995千円
持分法を適用した場合の投資の金額	262,524	174,695
持分法を適用した場合の投資損失の金額	126,422	65,483

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社は、奈良県において賃貸不動産を所有しております。前事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は7,678千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は8,065千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
貸借対照表計上額		
期首残高	105,799	105,799
期中増減額	—	—
期末残高	105,799	105,799
期末時価	85,405	83,157

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額を指標等を用いて調整を行った金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品別のセグメントから構成されており、「電子機器事業」、「繊維機器事業」及び「医療機器事業」の3つを報告セグメントとしております。「電子機器事業」は、主に液晶製造機器、半導体製造機器及びマルチワイヤーソーの製造・販売をしており、「繊維機器事業」は、主に自動裁断機の製造・販売をしております。「医療機器事業」は前事業年度より新規事業として開始し、主にモバイル型胸腹水濾過濃縮処理装置の開発をしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額（注）1	財務諸表計上額 （注）2
	電子機器事業	繊維機器事業	医療機器事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	9,919,397	382,604	—	10,302,001	—	10,302,001
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	9,919,397	382,604	—	10,302,001	—	10,302,001
セグメント利益又は損失（△）	465,201	△66,618	△109,462	289,120	—	289,120
セグメント資産	7,788,806	364,557	—	8,153,364	2,463,654	10,617,018
その他の項目						
減価償却費	166,162	12,604	—	178,766	—	178,766
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	45,127	8,793	—	53,920	—	53,920

(注) 1. セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に現金預金、関係会社株式及び繰延税金資産等であります。

2. セグメント利益又は損失の合計は、財務諸表の営業利益と一致しております。

当事業年度（自 平成26年10月 1 日 至 平成27年 9 月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額（注）1	財務諸表計上額 （注）2
	電子機器事業	繊維機器事業	医療機器事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	5,789,317	372,536	—	6,161,854	—	6,161,854
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	5,789,317	372,536	—	6,161,854	—	6,161,854
セグメント利益又は損失（△）	65,060	△177,059	△159,013	△271,011	—	△271,011
セグメント資産	5,226,995	334,435	25,549	5,586,980	2,364,952	7,951,933
その他の項目						
減価償却費	145,055	15,537	5,712	166,305	—	166,305
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	42,717	8,089	26,480	77,287	—	77,287

（注）1．セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に現金預金、関係会社株式及び繰延税金資産等であります。

2．セグメント利益又は損失の合計は、財務諸表の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成25年10月 1 日 至 平成26年 9 月30日）

1．製品ごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	アジア		その他	合計
		うち中国		
2,296,620	7,595,250	7,181,591	410,130	10,302,001

（注）売上高は、納入先の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
BIEL CRYSTAL MANUFACTORY LTD. / 香港	1,597,500	電子機器事業
LENS TECHNOLOGY (CHANGSHA) CO LTD. / 中国	1,594,000	電子機器事業
第一実業(株)	1,197,505	電子機器事業
DONG RONG XING YE ELECTRONICS CO., LTD. / 中国	1,196,670	電子機器事業

当事業年度（自 平成26年10月 1 日 至 平成27年 9 月30日）

1. 製品ごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア		その他	合計
		うち中国		
2, 534, 852	3, 356, 790	1, 898, 927	270, 210	6, 161, 854

(注) 売上高は、納入先の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
第一実業㈱	643, 559	電子機器事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自平成25年10月 1 日 至平成26年 9 月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成26年10月 1 日 至平成27年 9 月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自平成25年10月 1 日 至平成26年 9 月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成26年10月 1 日 至平成27年 9 月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自平成25年10月 1 日 至平成26年 9 月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成26年10月 1 日 至平成27年 9 月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

種類	氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	北村吉郎	—	—	当社代表 取締役社長 奈良県ハイ テク工場団 地協同組合 代表理事	被所有 直接 0.83	—	債務保証	73,027	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

奈良県ハイテク工場団地協同組合の奈良県からの借入金に対し、同組合員と連帯して債務保証を行っております。これは、組合員全体の借入金額に対して、各組合員が連帯保証をする契約になっていることによるものです。また、当該借入金に対して、当社の土地を奈良県に担保提供しております。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

当事業年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

種類	氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	北村吉郎	—	—	当社代表 取締役社長 奈良県ハイ テク工場団 地協同組合 代表理事	被所有 直接 0.84	—	債務保証	63,900	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

奈良県ハイテク工場団地協同組合の奈良県からの借入金に対し、同組合員と連帯して債務保証を行っております。これは、組合員全体の借入金額に対して、各組合員が連帯保証をする契約になっていることによるものです。また、当該借入金に対して、当社の土地を奈良県に担保提供しております。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社であるウインテスト株式会社を含む、持分法投資損益の算定に用いたすべての関連会社（2社）の要約財務情報は以下のとおりであります。

(単位:千円)

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
流動資産合計	902,555	909,873
固定資産合計	288,609	293,910
流動負債合計	154,823	167,727
固定負債合計	371,898	234,005
純資産合計	664,443	802,051
売上高	677,966	469,517
税引前当期純損失金額	311,719	211,771
当期純損失金額	313,236	213,331

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)		当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	
1株当たり純資産額	855円33銭	1株当たり純資産額	823円52銭
1株当たり当期純利益金額	77円35銭	1株当たり当期純損失金額	20円91銭

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、1株当たり当期純損失金額であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
当期純利益金額又は当期純損失金額(△) (千円)	422,381	△114,155
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純 損失金額(△)(千円)	422,381	△114,155
期中平均株式数(株)	5,460,448	5,460,448

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当 期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	3,648,365	49,101	22,046	3,675,420	2,258,163	92,471	1,417,256
構築物	370,318	—	—	370,318	302,012	8,860	68,306
機械及び装置	339,010	4,250	—	343,260	209,369	25,883	133,891
車両運搬具	2,642	—	—	2,642	2,331	187	311
工具、器具及び備品	664,245	23,018	—	687,264	627,920	33,039	59,344
土地	781,479	—	—	781,479	—	—	781,479
リース資産	60,460	9,986	—	70,447	46,002	10,816	24,444
建設仮勘定	—	8,150	—	8,150	—	—	8,150
有形固定資産計	5,866,522	94,507	22,046	5,938,983	3,445,798	171,259	2,493,184
無形固定資産							
ソフトウェア	30,484	5,357	7,160	28,682	16,608	5,639	12,073
その他	3,452	—	—	3,452	—	—	3,452
無形固定資産計	33,936	5,357	7,160	32,134	16,608	5,639	15,526
長期前払費用	725	8,146	2,152	6,719	—	—	6,719
繰延資産							
—	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,803,453	850,000	0.2	—
1年以内に返済予定の長期借入金	218,930	213,588	0.2	—
1年以内に返済予定のリース債務	10,128	9,258	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	476,020	387,432	0.2	平成32年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	16,521	16,765	—	平成28年～平成32年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	2,525,053	1,477,043	—	—

(注) 1. 借入金の平均利率については、期末時点の残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	212,388	95,032	39,996	40,016
リース債務	7,325	5,576	3,171	691

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	153,514	82,663	153,514	—	82,663

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	259
預金	
当座預金	162,539
普通預金	800,614
定期預金	655,355
外貨預金	298
別段預金	565
小計	1,619,373
合計	1,619,632

ロ. 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
㈱南陽	104,411
摂南㈱	34,213
㈱山寿セラミックス	4,700
大谷㈱	2,573
JUKI販売㈱	1,600
その他	7,580
合計	155,079

期日別内訳

相手先	金額（千円）
平成27年10月	37,539
11月	9,472
12月	35,996
平成28年1月	5,941
2月	66,129
合計	155,079

ハ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
ダイトエレクトロン(株)	376,369
ローム(株)	141,889
General Interface Solution Ltd	102,000
TDK(株)	100,606
AII HOLDING CORPORATION/イギリス	97,700
その他	771,052
合計	1,589,619

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
3,845,089	6,453,655	8,709,126	1,589,619	84.56	153.69

（注）消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれておりません。

ニ. 製品

品目	金額（千円）
電子機器	371,366
繊維機器	—
合計	371,366

ホ. 仕掛品

品目	金額（千円）
電子機器	736,931
繊維機器	67,177
合計	804,108

へ. 原材料及び貯蔵品

区分	金額（千円）
原材料	
電子機器	112,090
繊維機器	11,754
医療機器	76
小計	123,921
貯蔵品	
事務用貯蔵品	764
小計	764
合計	124,685

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
(株)鳥羽洋行	93,022
(株)日本機材	92,999
(株)日伝	89,079
智頭電機(株)	79,133
菱電商事(株)	69,182
その他	917,612
合計	1,341,030

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	1,829,821	3,647,832	4,758,382	6,161,854
税引前四半期(当期)純損失金額(△)(千円)	△46,565	△77,677	△47,644	△23,403
四半期純利益金額又は四半期(当期)純損失金額(△)(千円)	△42,571	△87,607	18,944	△114,155
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期(当期)純損失金額(△)(円)	△7.80	△16.04	3.47	△20.91

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)(円)	△7.80	△8.25	19.51	△24.38

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 (公告掲載URL http://www.takatori-g.co.jp)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第58期）（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）平成26年12月22日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成26年12月22日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第59期第1四半期）（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）平成27年2月9日近畿財務局長に提出

（第59期第2四半期）（自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日）平成27年5月14日近畿財務局長に提出

（第59期第3四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月7日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成26年12月24日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成27年11月18日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年12月18日

株式会社タカトリ

取締役会 御中

暁監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 松島 秀典 印

業務執行社員 公認会計士 織田 成人 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカトリの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカトリの平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社タカトリの平成27年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社タカトリが平成27年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年12月24日
【会社名】	株式会社タカトリ
【英訳名】	Takatori Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北村 吉郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	奈良県橿原市新堂町313番地の1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 北村吉郎は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年9月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、九州営業所を除き、本社及び本社工場を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の勘定科目について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年12月24日
【会社名】	株式会社タカトリ
【英訳名】	Takatori Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北村 吉郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	奈良県橿原市新堂町313番地の1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 北村吉郎は、当社の第59期（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。